

令和 4 年 1 月 17 日

各高齢者施設 施設長 様  
各介護サービス事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局  
高齢福祉部介護保険課長

備蓄用使い捨てマスクの配布について（令和 4 年 2 月配送開始予定分）

平素より、高齢者施設・介護サービス事業所の適切な運営及び新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対策にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

この度、厚生労働省より、社会福祉施設等が感染予防策を講じながら安心してサービスを提供できるよう、使い捨てマスクが本市へ支給されることとなりましたので、以下のとおり、各施設・事業所への配布を順次実施いたします。

### 記

- 1 今回の対象施設・事業所、配布数・配布時期について  
準備ができ次第、令和 4 年 2 月から順次発送します。
  - ・ 1 施設・事業所あたり 300 枚程度  
通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問看護、  
訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ・ 1 施設・事業所あたり 100 枚程度  
福祉用具貸与・販売、居宅（予防）介護支援
  - ・ 1 施設・事業所あたり 600 枚程度  
特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、  
介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、  
認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム（介護付・住宅型）、  
サービス付き高齢者向け住宅※訪問看護、訪問リハビリテーションは、令和 4 年 1 月に本市が把握している請求実績のうち、直近半年間において請求実績のある事業所に限ります。  
※上記以外のサービス種別については、令和 3 年 11 月から 12 月にかけて配布済です。
- 2 配布対象施設・事業所へのお願い
  - ・ 施設・事業所の費用負担はございませんが、厚生労働省から本市への納品状況によって、配布数・配布時期等が変更になる可能性があります。
  - ・ 事業所の所在地に運送会社から直送しますので、不在票の確認や再配達依頼等に遺漏のないようお願いいたします。配送不能となった施設・事業所への配布は中止します。
  - ・ 各施設・事業所において、適正な備蓄量の確保に引き続き努めていただきますようお願いいたします。

（介護保険課 推進係 電話 972-2591）